

勧永町内会だよい

 スマートフォンのカメラでQRコードをスキャンできます

I. 定例会報告（11月5日）

1.1. 会長報告

- ① 永野連合運動会が、10/23（日）午前9時～12時に永野小学校において開催されました。当日々多くの皆様に協力して頂いたおかげで、勧永町内会は総合3位となりました。
- ② 「くらら上大岡」「オハナ保育園」（下図矢印）の所在地に関して、第一種低層住宅専用地から第二種低層住宅専用地と変更となります。この変更によりコンビニ・飲食店等の専用店舗（住居を兼ねない建築物）の建設可能となります。影響は軽微と想定しています。詳細については、下記のQRコードより、横浜市のWebサイトからファイルをダウンロードできます。



図 I 用途地域等の全市的な見直しリーフレット（港南区・磯子区・南区版）より抜粋

- ③ 充電式小型家電が生ごみ等と一緒に捨てられ、収集車火災となる事故が発生しています。リチウムイオン電池は、強い衝撃や圧力を与えると発熱・発火する恐れがありますので、捨てる場合は燃やすごみの日に燃やすごみと別の袋に入れる等、清掃担当者に分かりやすいよう工夫をしてください。
- ④ 年末年始のゴミ収集は、12/31～翌年1/3までお休みです。当地域は臨時収集日があり、日程は11月下旬に横浜市よりご案内があります。
- ⑤ 地域の子育て中の親子（主に0～3歳の未就学児と保護者）を対象とした、親と子のつどいの広場「ちゅーりっぷばーく」が京急シティ上永谷レ・ヴィング2階に12/1（木）開業します。同所は「子育て親子の交流」「子育てに関する相談の実施」を行っておりますので、ご活用ください。
- ⑥ ながなが号の無料体験乗車日が設定されました。すでに登録済みの方も含めて無料でご乗車いただけますので、11/18（金）、11/28（月）、12/8（木）、12/16（金）、12/22（木）にご利用の検討を頂ければ幸いです。
- ⑦ 横浜市実施の「令和4年度備蓄食料の無料配布」については、確保に至りませんでした。来年度も同制度が継続するようでしたら、引き続き応募いたします。

1.2. 総務部

11月7日 エンディングノート作成（終活）の講習会があります。

10:00～11:00 勧永町内会会館にて（申込は既に終了しております）。

東永谷地区センターの方に講習して頂きます。

12月3日 来年度の「新理事・新班長選任届」提出

各現班長は、広報・配布物の受取りの際に総務部理事へお渡しください。

- ① 11月の会館清掃は、12班の当番となりますので、よろしくお願ひいたします。

11月・・・ 12班 2月・・・ 13班

1.3. 広報部

- ① 班長さんは定例会には参加されませんが、回覧や広報誌の配布はありますので

12月3日（土）18時～18時30分の間に会館へ取りに来てください!!

今後も毎月第1土曜日 18時～18時30分に配布予定です。

回覧物の持ち込みについては、毎月第1金曜日までとなっています。

1.4. 保健体育部

10月23日 永野連合体育祭が実施されました。

総合第3位を受賞することが出来ました。

11月5日 公園ボランティア清掃を行いました。

大人 20名 子供 6名 ご参加下さいました。6月より子供会の方々にご参加頂いています。

ご協力ありがとうございます。

次回のボランティア清掃は落葉が散乱する時期ですので、12/10（土）に変更いたします。

1.5. 防災部

10月22日 東永谷中学校地域防災拠点の防災訓練に参加しました。

11月5日 勸永公園備蓄倉庫内発電機等点検を行いました。

11月12日 安否確認訓練を行います。

1.6. 子供会

11月20日 クリスマスリースとアクセサリーづくりを行います。

保護者の方も参加可能となっております。

2. 決議事項

- ① 4班より要望のあった、折り畳み式ゴミネット「カラスいけいけ（湘南総合物流）」の設置要望に関しては、賛成多数により可決されました。（賛成：13 反対：0 欠席：2）

3. 次回定例会

12月3日（土）18時30分～

各部の理事代表者のみの参加となります。

4. 会館清掃

11月・・・ 12班

2月・・・ 13班

5. 勧永町内会規約変更に関して

「勧永町内会規約」を一部変更するにあたり、ご意見をお寄せいただきまして誠にありがとうございます。ここでは頂いたご意見に対し回答をいたします。なお、最新の変更案に関しては、当会Webサイトにおいて公開（<https://bit.ly/3wZ6LbQ>）及び意見募集を行っております。紙面でご意見を投稿いただく場合は各理事のポストに、班とお名前をご記入の上、投函をお願いします。

最新の変更案、ご意見に関してはこちらのQRコードから参照できます。



(1) 第3条 町内会不要論まで出ている昨今、お金は集まても人手は集まらないとならないか？

当会では世帯主又はこれに準ずる者を会員としており、この中で「世帯」に関する考え方方に加え、運用上存在している賛助会員を文書化することで、会費収入の根拠が明確にするというのが、本条文変更の理由となっております。

町内会のあり方に関しては、世代によって大きく異なるものと認識しており、これは規約というよりは、町内会運用の在り方自体が問われている認識です。町内会は、行政・周辺地域・会員をつなぐ、「共助」という観点で役割を求められますが、これには人手が必要な場合も多いです。

一方で、現役世代は就労や介護、育児といった日常生活の中から限られた時間で活動されている方も多いと思います。多様で進化し続けるライフスタイルを尊重し、良い所を残し、悪い仕組を見直す活動が重要です。デジタルツール等による負担軽減を行いながら、この地域に居住することが快適になるような情報発信・企画を続けることで、会員の皆様にメリットを感じて頂けるよう対応いたします。

(2) 第4条 「会の区域に居住する者（未加入者も含む）は『念書及び確認書』の精神に従い、この区域の良好な環境を維持するよう努めるものとする。」の下線部について、良好な住環境維持のための重要な事項として、第3条4項に組み込む。

本規約は町内会会員に対して適用される物であって「未加入者も含む」とすると、当規約を認知していない方に対する要求事項となり適当ではなく、未加入者に加入促進活動等を行うことでこれを代替すべきです。また「念書及び確認書」に関しては、法的な拘束力や強制力が無いため、世代交代により効力が失われる性質があり、効果が薄い条文となりかねません。

これらの発端となった建築物等関連については「この区域の良好な環境」を維持することが困難

となると懸念される事案であるか時機を失せず判断し、これらに対処することとなります。これは変更後第5条1項8号に掲げる「その他、会の目的を達成するための事業」として実施されます。

- (3) 第5条 「この目的実現に支障をきたす問題が生じた場合は、町内会全体の問題として取り上げた対処するものとする。」の文言が削除されています。町内会の大きな役割の「共助」としての大切な一文と思います。どこかに生かしてもらえないでしょうか？

変更後第5条では「会は前条の目的を達成するため、下記に掲げる各号の事業を行う」としており、特に共助の観点から町内会がどのような事業を「行うか」という点を明確にしました。

変更後第4条に掲げる「会は民主主義の精神に基づき、会員相互の親睦と福祉を増進し、安全で快適な生活環境の保全を図る事を目的」にあるとおり、「目的実現に支障をきたす問題が生じた場合」は町内会として、どう取り組むか判断を行う事に変わりはありません。

問題は、何をもって「目的実現に支障をきたす」か、そして「手段はどうするか」という実務的な点です。現在の「勧永町内会規約」には記載されておらず、本件は文書化が望ましいといえます。但し、手順を全て規約に盛り込んでしまうと冗長になりますので、「個人情報取扱規則」のように、目的実現に支障をきたす場合への対処を事前に「規則」として定めることが適当です。これにより町内会として課題解決を迅速に行えるようにする判断ができます。

- (4) 第6条 防交火部の所で、“街灯の設置管理”となっていますが、街灯は横浜市の物ですので、設置や管理（器具の交換など）は市が行ってくれます。町内としては必要な時の申請業務になるのでは無いでしょうか？

当会では、ESCO事業での交換工事等により、すべての防犯灯が横浜市の管理となったため、防交火部より「街灯の設置管理」を削除します。

- (5) 第8条 “但し、選考委員会等を経て総会の承認により選出を妨げない。”が削除されていますが、現行の選出方法を示した文言なので、削除したら駄目ではないですか？

運用が明文化されている箇所でしたので、下記のとおり当該箇所を維持することとします。

会長以下の役員は会員の直接選挙により、総会において選出する。但し、選考委員会等を経て総会の承認により選出することを妨げない。

- (6) 第5章 定例会は削除されたのでしょうか。現在は、コロナの為に班長さんの出席がないようですが、本来町内会等の運営は、多くの町内会員の意見をまとめて、事業等していくべき物と思います。班長さんは、班の代表として班員の意見を定例会に届ける大事な役目を持っています。班長が参加できる（意見の出せる）場を無くして良いのでしょうか？会議で話しあう事も大事な事だと思いますが？

この変更は、理事会への必須参加者を役員とするものです。従って、班長の出席を拒む物ではありません。もし班における検討課題があれば、理事会へ参加して頂ければ幸いですし、これを推奨します。また必要に応じて理事会から班長を招聘するケースも存在すると想定しています。

なお「班員の意見を定例会に届ける」という点に関して、会員様の意見は理事会に限らず、可能な限り受付を行える仕組み作りを併せて実施することが求められると認識しており、従来存在しなかったルートとして、Webサイトにおける「お問い合わせ」フォーム、役員へのメールアドレス付与といった取り組みも実施しています。

(7) 第14条 「議長はその総会に出席した会員」が削除されています。現実的ではありませんが、自ら立候補して議長をやりたい人のために入っていた一文です。

当該箇所にあっては「総会の議長は会長が指名し、総会において承認する」という変更を行っており、従来どおり総会に出席した会員が議長に指名されるケースも含みます。なお、議案の理解度といった側面から総合的に判断し、議長は任命されるものとなります。

(8) 決議機関の総会（15条）及び理事会（16条）について項目を付記してみました。なお、一部「理事」を「役員」に統一いたしました。ご検討いただければ幸いです。

記載事項に関する提案ありがとうございました。ご指摘の原文から章を分割し、下記のとおり変更いたします。

第5章 総会

(総会の構成)

第15条 総会は全会員をもって構成し、会の最高議決機関である。

(総会の種別)

第16条 総会は定期総会、及び臨時総会とする。

(総会の開催)

第17条 定期総会は毎年4月に開催する。但し、自然災害や感染症等で開催が困難な場合は総会の開催延期や書面開催、電子提供処置も可とする。

(2) 臨時総会は会長が必要と認めた時、全会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、及び9条5項の規定により会計監事から請求のあったときに開催する。

(総会の招集)

第18条 総会は会長が招集する。会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の3日前までに通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第19条 定期総会は次の事項を審議決定する。

- (一) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (二) 予算及び決算に関する事項
- (三) 役員の選任及び解任に関する事項
- (四) 規約の変更に関する事項
- (五) その他の重要な事項

(総会の議長)

第20条 総会の議長は会長が指名し、総会において承認する。

(総会の表決権と定足数)

第21条 会員は、各々1票の表決権を有する。

(2) 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員はあらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の議決)

第22条 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(2) 会を解散するときは前項の規定にかかわらず、出席会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (一) 日時及び場所
- (二) 会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む）
- (三) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (四) 議事の経過の概要及びその結果
- (五) 議長及びその総会において選出された議事録署名人2名以上の署名、押印。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第24条 理事会は監事を除く役員をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第25条 理事会は各部事業の企画立案、その他会の運営について必要な事項を審議し決定する、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる各号に関して議決する。

- (一) 総会に付議すべき事項
- (二) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (三) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集等)

第26条 理事会は会長が必要と認めるとき招集する。

- (一) 少なくとも毎月一回は、理事会を実施しなければならない。
但し、夏期及び冬期に休会を設定することができる。
- (二) 役員の2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があつたときは、その請求があつた日から3日以内に理事会を招集しなければならない。
- (三) 各役員に対し、その日時、場所及び付議案件を原則として会議の日の3日前までに通知しなければならない。但し、役員全員の合意がある場合はこれを適用しない。
- (四) 理事会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる
- (五) 会議は役員の半数以上の出席を要し、議事は出席役員の過半数をもって決する。

祝・総合3位



ご参加ありがとうございました